

令和5年 道央廃棄物処理組合議会

第2回定例会会議録

令和5年11月30日 開会

令和5年11月30日 閉会

令和5年 第2回定例会

目 次

1	第2回定例会付議事件及び結果表	2
2	第2回定例会議事日程及び会議に付した事件	2
3	第2回定例会に出席した議員	3
4	第2回定例会に欠席した議員	3
5	第2回定例会に説明のため出席した者	3
6	第2回定例会に職務のため出席した者	3
7	第2回定例会道央廃棄物処理組合議会会議録	4
第1日目（令和5年11月30日）		
◎開会宣言		4
◎管理者挨拶		4
◎日程第1 会議録署名議員の指名		4
◎日程第2 会期の決定について		5
◎日程第3 行政報告		5
◎日程第4		6
報告第1号 例月現金出納検査の結果について（令和5年7月分）		
報告第2号 例月現金出納検査の結果について（令和5年8月分）		
◎日程第5		6
一般質問		
◎日程第6		11
認定第1号 令和4年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定について		
◎日程第7		14
議案第1号 令和5年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算案について		
◎日程第8		15
発議第1号 道央廃棄物処理組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について		
◎閉会宣言		16

1 第2回定例会付議事件及び結果表

令和5年11月30日(木) 開会 会 期 1日間
 令和5年11月30日(木) 閉会 会議開催日数 1日間

事件 番号	件 名	提出者	議決年月日
			議決結果
報告 第1号	例月現金出納検査の結果について(令和5年7月分)	監査委員	R5.11.30
			報告済
報告 第2号	例月現金出納検査の結果について(令和5年8月分)	監査委員	R5.11.30
			報告済
認定 第1号	令和4年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定について	管理者	R5.11.30
			原案認定
議案 第1号	令和5年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算案について	管理者	R5.11.30
			原案可決
発議 第1号	道央廃棄物処理組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	議 員	R5.11.30
			原案可決

2 第2回定例会議事日程及び会議に付した事件

月 日	議事 日程	会議に付した事件(○印)	
		提案番号	件 名
11.30	1	○	会議録署名議員の指名
	2	○	会期の決定について
	3	○	行政報告
	4	○	報告第1号から第2号まで
	5	○	一般質問
	6	○	認定第1号 令和4年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定について
	7	○	議案第1号 令和5年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算案について
	8	○	発議第1号 道央廃棄物処理組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

3 第2回定例会に出席した議員

1 番	飯 田 盛 好	2 番	五十嵐 桂 一
3 番	今 野 正 恵	4 番	中 川 昌 憲
5 番	坂 本 覚	6 番	島 崎 圭 介
7 番	熊 木 恵 子	8 番	側 瀬 敏 彦
10 番	加 藤 重 夫	11 番	平 井 儀 一
12 番	仲 山 秀 彦	13 番	鵜 川 和 彦
14 番	芥 藤 隆 浩	15 番	坂 野 智

4 第2回定例会に欠席した議員

9 番 後 藤 篤 人

5 第2回定例会に説明のため出席した者

管 理 者	横 田 隆 一	副 管 理 者	上 野 正 三
副 管 理 者	大 崎 貞 二	副 管 理 者	松 村 諭
副 管 理 者	齋 藤 良 彦	副 管 理 者	佐々木 学
代 表 監 査 委 員	吉 田 弘 幸		
事 務 局 長	伊 賀 宗 徳	事 務 局 次 長	志 村 敦
事 務 局 企 画 課 長	津 坂 富 士 雄	事 務 局 施 設 課 長	石 村 優 幸
事 務 局 施 設 課 施 設 係 長	大 野 貴 博	事 務 局 施 設 課 主 査	今 井 寛 元

6 第2回定例会に職務のため出席した者

議 会 書 記 長 櫻 井 洋 史 議 会 書 記 馬 場 啓

令和5年 第2回定例会

道央廃棄物処理組合議会会議録

第1日目（令和5年11月30日）

（午後3時30分開会）

◎開会宣言

○坂野議長 ただいまから、本日をもって招集されました令和5年道央廃棄物処理組合議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまのところ、出席議員は14人です。欠席の申し出は、後藤議員であります。出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

◎管理者挨拶

○坂野議長 開議に先立ち、管理者のごあいさつがあります。

○横田管理者 （挙手）

○坂野議長 横田管理者。

○横田管理者 道央廃棄物処理組合議会第2回定例会開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は、各市町におかれましても12月定例議会の開催を控え、何かとご多忙のなか、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

組合議会議員の皆様には、平素より本組合の事業の推進につきまして、格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げますとともに、組合議会開催に際し、北広島市議会におかれましては、議場等をご提供いただき、重ねてお礼を申し上げます。

本日の定例会には、報告2件、認定1件、議案1件をご提案申し上げますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○坂野議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。この定例会の会議録署名議員は、会議規則第70

条の規定に基づき、10番 加藤重夫議員、12番 仲山秀彦議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○坂野議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

この定例会の会期は、「本日、1日間」としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、この定例会の会期は、「本日1日間」と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○坂野議長 日程第3、行政報告を行います。

○横田管理者 (挙手)

○坂野議長 横田管理者。

○横田管理者 令和5年第2回定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

はじめに、焼却施設建設工事の進捗状況についてであります。建築工事やプラント工事は概ね完了し、外構工事につきましても、植栽工事を除き概ね完了しております。10月末現在の進捗率は工事全体で約95%と予定どおり順調に工事を進めており、12月には試運転を開始する予定となっております。

次に、防衛施設周辺整備事業に関する事業要望運動についてであります。7月7日に北海道防衛局へ、さらに7月13日に防衛省に対し、管理者及び副管理者全員で要望を実施し、国からは「当該事業は、継続事業であり国の財政状況も厳しいが、来年度完成であることから要望に沿えるよう予算確保に努力する。」との回答があったところであります。

次に、令和4年12月1日付けで公告した「道央廃棄物処理組合管理運営事業」に係る事業者選定については、1グループから提案書類の提出があり、令和5年7月12日に開催した公募型プロポーザル選定委員会において、提案書の審査を行い優先交渉権者として選定していただいたところであります。これを受け本組合は、7月21日に日立造船グループを優先交渉権者に決定いたしました。

次に、焼却施設管理運営業務委託につきましては、優先交渉権者と契約協議を進め協議が整ったことから、優先交渉権者の日立造船グループが、代表企業を「日立造船株式会社北海道支社」

とし、構成企業に「ニチゾウ北海道サービス株式会社」「株式会社日本管財環境サービス北海道営業所」「千歳市環境整備事業協同組合」の計4社による特別目的会社（SPC）「道央環境テクノロジー株式会社」を設立し、令和5年9月15日に運営期間を令和6年4月1日から令和26年3月31日、契約金額130億5,480万円（税込み）とする契約を締結しております。

次に、焼却施設建設附帯工事につきましては、焼却施設稼働後の車両進入に必要であり、地元からの要望もありましたことから、千歳市道根志越長都線の拡幅工事等を実施してはりましたが、10月31日に工事が完了し12月からの試運転に備えたところであります。

以上申し上げまして、行政報告といたします。

○坂野議長 これでは行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号から報告第8号

○坂野議長 日程第4、報告第1号から第2号までを議題といたします。

この件は、監査委員の報告であります。

ただ今から、直ちに質疑に入ります。質疑、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂野議長 別にご発言がなければ、これで質疑を終わります。

この件は、これで報告済みといたします。

◎日程第5 一般質問

○坂野議長 日程第5、一般質問を行います。通告により、発言を許可いたします。

○飯田盛好議員 （挙手）

○坂野議長 1番、飯田盛好議員。

○1番 飯田盛好議員 千歳市議会 飯田盛好です。それでは通告に従い質問をさせていただきます。

平成26年4月に道央廃棄物処理組合が設立されて以来、本組合の最優先事項でもありましたごみ焼却処理施設につきましては、令和6年4月の供用開始に向けて、現在、順調に事業が進んでいると認識しております。そのような中で、施設の運転に必要な管理運営事業者が選定され、こ

のたび契約を結ばれたことから、そこで何点か質問させていただきます。

はじめに、大項目 1、焼却処理施設の管理運営について、中項目 1、管理運營業者の選定プロセスについて伺います。

本定例会の管理者の行政報告の中で、現在建設中の焼却処理施設について、令和 6 年 4 月からの供用開始に向けて、20 年間にわたる長期包括委託を 9 月 15 日に管理運營業事業者との間で契約を締結したとの報告がありました。ここで基本事項ではありますが、新施設の維持管理業務を事業者が 20 年間の長きにわたり、長期包括委託する利点について改めて伺います。

次に、公告から契約まで管理運營業事業者の選定プロセスについて伺います。

中項目 2、優先交渉権者選定委員会の評価について伺います。

このたびの管理運營業事業者の選定に係る公募公告に対して、結果的に 1 グループのみの応募とのことでしたが、適正な競争の観点から、今回の 1 者公募の応募の受け止めについて、管理者のご所見を伺います。

次に、今回、管理運營業事業者の選定につきましては、組合はプロポーザル方式の導入をしておりますが、このプロポーザル選定委員会における応募者に対する評価はどのような評価であったのかを伺います。

次に、このたび契約を締結いたしました管理運營業事業者は、今後 20 年間にわたり、運営を担うこととなりますが、今後、毎年相当額の維持管理経費を 2 市 4 町の自治体が負担することになります。このような観点から、あくまで施設の安定運用を前提として、組合が公募公告で応募者に求めている地域貢献について、今後組合としてどのように検証していくのかを伺います。

次に大項目 2、最終処分場建設について、中項目 1、現在の進捗状況について伺います。

令和 4 年 1 月に、本組合の共同処理する事務に、最終処分場が新たに追加されてから、もうすぐ 2 年が経過しようとしております。令和 3 年 11 月の第 2 回定例会において、最終処分場の今後のスケジュールについて、私の一般質問に対し、管理者は、「最終処分場の建設には、一般的に事業着手から 10 年程度の期間が必要とされており、令和 6 年頃から最終処分に支障をきたす自治体もあることから、早期に着手する必要がある。」と答弁され、その後、令和 4 年度、5 年度と、所要の調査費が計上されていると認識しております。本組合を構成する自治体間における既存の最終処分場の対応年数に差があることは理解していますが、建設には 10 年程度かかるということですので、将来の最終処分場の在り方を展望すると、早期に候補地を定め事業に着手する必要があると個人的には考えているところであります。

そこではじめに、現在の進捗状況について伺います。

現在建設中の焼却処理施設の候補地を選定した詳細につきましては、平成 27 年の焼却処理場建設候補地選定業務報告書に記載されております。その報告書には、数ある候補地の中から、焼却施設として必要な建設想定面積 3 ヘクタールにプラスして、将来の廃棄物処理施設の整備用地と

して、10ヘクタール以上が見込まれる4候補地の中から、最終の三次選考を経て、現建設地が選定されております。このことから、最後にお聞きしますが、今後建設する最終処分場は、当時の報告書に記載があるとおり、現在建設中の焼却処理施設の近傍を建設用地として、現在も有効な候補地の一つと考えておられるのか、候補地選定の考えについて伺います。最終処分場の候補地の選定は、施設の特殊性から、2市4町の住民に対して丁寧な説明が必要であることから、時間を要する作業であると認識していますが、一方で、焼却処理施設と最終処分場は安定的なごみ処理に密接不可分の施設であると考えるところであります。将来にわたって、本組合を構成する自治体のごみ処理行政の重要な柱となる施設となりますことから、用地選定を速やかに終えて、最終処分場の建設工事に早期に着手していただくことを要望し、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○横田管理者（挙手）

○坂野議長 横田管理者。

○横田管理者 千歳市議会 飯田議員の一般質問にお答えします。

焼却処理施設の管理運営について、管理運営事業者の選定プロセスについてお答えをします。

はじめに20年間の長期包括委託の利点についてであります。焼却施設の管理運営につきましては、平成29年度に作成をした基本設計において、施設完成後の管理運営は20年間の長期包括委託を行うことを基本方針としておりました。

一般的に、長期包括委託は、廃棄物処理施設の運転管理に関する専門技術を有する民間事業者へ、複数年にわたって、人材の確保、運転管理及び維持管理を一括して委託するものであり、施設を運営する上での責任分担や費用分担が明確となることなどから、適正な施設運営が可能となることや、施設の運転管理に必要な消耗品等の調達、施設の小破修繕などを含めて、複数年の契約とすることにより、民間事業者の裁量が発揮でき、技術力と創意工夫の余地が大幅に増加し、コストの縮減など総合的に業務の効率化が図られるものとされております。また、施設の補修等では、委託料を原資として、受託者が長期的な観点から計画的に実施することが可能となり、補修などに要する本組合の費用負担が契約期間内で平準化されることとなります。さらに、同じ事業者が安定した契約のもとで、長期間にわたって業務を実施することから、消耗品の調達など、地域産業への貢献や、安定した雇用の確保などを期待しているところであります。

次に、管理運営事業者の選定プロセスについてであります。運営事業者を客観性及び透明性を確保して選定するため、組合構成市町で広く活用されている、公募型プロポーザル方式により、学識経験者等3名と構成市町の行政職員2名による選定委員会を令和4年8月30日に設置した

ところであります。この選定委員会は、昨年度2回、今年度2回の計4回開催しており、昨年度の選定委員会において審査方法や公募公告で公表する図書等の決定を行い、昨年12月1日付で公募公告をしたところであります。公告後、参加を検討している事業者に対して現地視察や資格審査関係について質問の受付・回答を行い、本年1月20日に参加を希望する事業者からの参加資格審査申請書の提出を受け、その後、事前の参加資格審査を行い、募集要項等に関する質問の受付・回答や事業者との競争的対話を経て、最終的に4月21日に、1グループからの事業提案書類の提出に至ったところであります。この提案書に対し、組合による事前の審査を経て、第3回の選定委員会で、審査内容報告し、7月12日に開催した第4回選定委員会において、事業者ヒアリングを実施し、優先交渉権者が選定をされたところであります。本組合は、この審査結果を踏まえて、本年7月21日に、日立造船グループを優先交渉権者に決定し、その後、優先交渉権者と契約締結に向けた基本協定を7月31日に結び、引き続き契約協議を進め、優先交渉権者の日立造船グループが設立した特別目的会社道央環境テクノロジー株式会社と令和5年9月15日に契約を締結したところであります。今後、組合といたしましては、引き続き、構成市町と連携して、令和6年4月からの焼却施設の安定稼働に向け、事業を進めてまいります。

次に、優先交渉権者に対する選定委員会の評価についてお答えをいたします。

はじめに、一者応募の受け止めについてであります。公募型プロポーザルにつきましては、結果的に1者のみの応募となりましたが、組合といたしましては、事業者の選定過程において、参加資格要件を焼却施設の建設などの実績等を必要としないことや、運営実績を1年以上とするなど、事業者が広く応募しやすいよう設定しており、また、公募公告の前に、要求水準書の案を公表し、提案に必要な事項を示して、意欲のある事業者が提案の準備をいち早くできるように、幅広く応募を可能とするなど、配慮して公募公告に努めてまいりました。なお、公募公告後の現地視察及び参加資格関係に関する質問及び回答などの機会には、複数の事業者からの参画がありましたことから、今回結果として応募が一者となりましたが、過程において、受注機会は確保されたものと認識をしております。

次に、選定委員会としての応募者への評価についてであります。評価の概要といたしましては、提案は、運転計画・管理、リスク対応、事業計画の項目について高い評価であり、特別目的会社の設立による効果的な運営リスクの極小化、代表企業の財務の健全性及び実績は評価できるものであった。また、地元貢献の地元企業への配慮において示されている地元企業への発注額は、最低限の目標であるとのことから、今後20年間の運営の中で拡大されていくことを期待するとの評価がなされたところであります。

次に、管理運営事業者の地元貢献と検証についてであります。初めに、事業者が提案した地元貢献のうち、地元住民の就労につきましては、円滑な事業の立上げを目的として、運営開始当初は、実務経験者を主体とした人員配置をするが、地元雇用者の定着に合わせて、段階的に地元

雇用へ移行する計画としており、運営開始当初は、職員 33 名のうち 10 名以上の地元雇用に予定しておりますが、5 年目以降には 20 名以上の地元雇用を目標としております。

次に、地元企業への発注につきましては、構成市町内の地元企業の力を最大限活用することとしており、運営期間の 20 年間で、最低でも 1 億 6,000 万円を地元へ発注する予定としております。地元企業への発注内容につきましては、備品・用役の調達や機器の点検・補修、清掃、植栽管理、除雪など幅広い業種にて行うこととし、運営事業者では、構成市町の複数の地元企業より、本事業への参加の意思を確認しているとしております。また、さらに地元企業への発注を最大化するため、構成市町の商工会議所及び商工会に協力を依頼し、新規の地元企業の紹介をしてもらうなど、発注機会を拡大していくとしております。

次に、これらのことについて、組合としてどのように検証していくかについてであります。地元住民の就労につきましては、運営事業者は各年度の初めに、当該年度の雇用人数や雇用率、目標に対する進捗率などを記載した地元雇用の実施計画書を提出させるとともに、地元企業への発注につきましても、同様に、各年度の初めに、当該年度の発注予定金額が前年度までの進捗率を記載した地元発注に関する実施計画書及び毎年地元企業への発注状況報告書を提出させることから、それらを精査し、進捗状況を確認しながら、安定した雇用の確保や地元企業へ安定的に受注がされているのか、確認に努めてまいります。

次に、最終処分場建設についての現在の進捗状況について、お答えをいたします。最終処分場の建設につきましては、令和 4 年 1 月に本組合の規約を改正し、最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理することが、新たに加わったところであります。このことから、令和 4 年度に最終処分場の候補地を選定するための第 1 段階として、基礎資料を作成することを目的に、構成市町の浸水想定区域や保安林など、立地が困難な地域を絞り込むための立地困難区域図を作成しております。また、本年度は、この立地困難区域図を基本に、立地が可能な地域を明らかにするための基礎資料を作成する、文献調査を委託したところであります。

次に、供用開始の目標年次についてであります。令和 4 年度に実施した文献調査の一環として、構成市町が現在所有する、最終処分場の埋立て処分が可能な、残余年数の調査を実施したところ、当初は、令和 6 年頃から支障を来す自治体があったところであります。その後、当該自治体での対応が図られたこともあり、現段階では、残余年限が令和 12 年度から 24 年度までと、逆に余裕幅が大きくなっており、構成市町が共同で建設する最終処分場の供用開始年度について、構成市町の現状を踏まえた中で決定する必要があることが判明したところであります。このことから今年度の当初から協議を行ったところ、このたび、全ての構成市町の焼却灰を最終処分することを前提に、さらに 5 市町は、全ての廃棄物を搬入することで、構成市町が参画可能となる、令和 16 年度を供用開始の目標年次とすることを決定したところであります。

次に、選定場所の考え方についての候補地選定の考え方についてであります。現在建設中の

焼却施設の候補地として選定した、平成 28 年度の時点におきましては、将来的に隣接して最終処分場等の関係施設が連担できれば、運搬距離等のランニングコストなどが低減できることを加味して、現用地を選定し、事業を進めたところであります。しかしながら、平成 29 年 3 月に国土交通省北海道開発局が、千歳川流域の浸水想定区域図の改訂を行ったところ、想定最大規模の降雨時においては、現用地周辺の浸水深が、それまで、50 センチメートルであったところ、この改訂により、3 メートル以上、5 メートル未満と大幅な変更が公表されたところであります。このことから現在建設中の焼却施設は、搬入口を高くするなど、設計に反映して建設しておりますが、近傍で最終処分場建設する場合には、4 メートル以上の盛土などの土地改良が必要であり、莫大な費用がかかることが想定できることから、現段階で焼却施設近傍での建設は、課題が多いと考えております。このような状況から現在行っている最終処分場建設に係る各種調査では、焼却施設の候補地を検討した当時の資料を使用することができず、ゼロベースからの選定作業となっております。このことから、最終処分場の候補地選定にあたりましては、焼却施設からの距離などのランニングコストを含めた中で、構成市町の全行政区域内を対象に、適地の選定の検討を進めていく必要があると考えており、令和 6 年度から用地選定に向けた実質的な調査・検討を進めてまいります。

最後に今後、組合といたしましては、焼却施設の令和 6 年 4 月からの供用開始に向けて、安全で安定的な運転管理ができるよう、本年 12 月に試運転を開始し、運転員の教育やプラント設備の調整など、万全な体制で臨んでいくとともに、最終処分場につきましても、令和 16 年度の完成を目指し、構成市町との連携して事業を進めてまいります。答弁は以上であります。

○坂野議長 暫時休憩いたします。
再開いたします。

○坂野議長 これで、飯田盛好議員の一般質問を終わります。

◎日程第 6 認定第 1 号 令和 4 年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○坂野議長 日程第 6、認定第 1 号、令和 4 年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○伊賀事務局長 (挙手)

○坂野議長 伊賀事務局長。

○伊賀事務局長 認定第1号、令和4年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入、歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、別冊1 決算書の4ページと5ページをご覧ください。5ページの収入済みの総額は45億969万7,213円であります。内訳につきましては、構成市町の負担金が11億8,675万5,000円、国庫補助金が15億56万6,000円、繰越金が425万3,888円、諸収入が2万2,325円、組合債が18億1,810万円、であります。

歳入の詳細内訳につきましては、決算書14ページから17ページの事項別明細書及び、別冊2の実績報告書をご覧ください。内容につきましては実績報告書4ページによりご説明いたします。

市町負担金につきましては、千歳市が2億7,793万9,000円、北広島市が1億4,951万3,000円、南幌町が2,959万7,000円、由仁町が1億3,951万8,000円、長沼町が1億5,876万6,000円、栗山町が4億3,142万2,000円、合計で11億8,675万5,000円となっております。

国庫支出金につきましては、15億56万6,000円で、焼却施設の建設に係る財源として防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を充当しております。

繰越金につきましては、令和3年度の予算執行残額で425万3,888円であります。

諸収入の内訳は、普通預金利子として4円、雑入が会計年度任用職員が加入する雇用保険被保険者分の掛金で2万2,321円となっております。

組合債につきましては、18億1,810万円で、千歳市、北広島市、南幌町の2市1町に係る焼却施設建設工事の負担金に充当しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。別冊1 決算書の8ページと9ページをご覧ください。9ページの支出済みの総額は45億457万1,589円であります。

内訳につきましては、議会費が33万7,304円、総務費が3,029万6円、衛生費が44億7,148万8,262円、公債費が245万6,017円となっております。予備費につきましては、起債償還金利子の利率の上昇による予算不足に対応するため、公債費に23万7,000円を充用しております。歳出についての詳細内訳は、決算書20ページ以降の事項別明細書及び別冊2の実績報告書をご覧ください。内訳につきましては、実績報告書5ページによりご説明申し上げます。

はじめに議会費についてであります。議会の運営に要した経費につきましては、定例会2回の開催により議員報酬として19万円、議員公務災害補償等組合負担金として10万3,500円、費用弁償として4万3,804円、合計で33万7,304円の支出となっております。

次に総務費の一般管理に要した経費につきましては、職員の雇用、事務局運営等に要した経費であり、職員雇用経費として会計年度任用職員報酬が135万2,484円、会計年度任用職員給料が326万1,600円、同職員手当等が81万4,504円、同職員共済費が89万7,986円、同職員費用弁償が9万7,920円、同職員健康診断が5万4,780円、北海道市町村職員共済組合負担金が1,325円となっております。

次に事務局運営経費として、職員旅費が63万2,730円、消耗品費が32万894円、公用車のガソリン代として燃料費が11万4,288円、コピー・プリント料として86万4,907円、会議用のお茶代として食糧費が2,187円、電話料、郵便料、インターネット接続の費用として通信運搬費等が62万5,658円、ETCカード取扱手数料としてその他手数料が、1,258円、公用車2台分に係る自動車損害共済の分担金として自動車保険料が7万4,910円、新地方公会計制度の財務書類作成費用として作成委託料が25万8,500円、コピー、ファックス複合機のリース料として、事務用機器リース料が62万2,680円、公用車2台の車両リース料が68万6,400円、高速道路使用料等が38万5,756円、ネットワークハードディスク等の購入費として備品購入費が99万円、廃棄物処理施設技術管理者講習会受講料等として会議・研修等負担金が18万666円、地方自治法による派遣職員2名分の派遣職員給与等負担金が1,619万9,422円、組合事務所の管理費として事務所維持管理経費負担金が116万9,631円、組合広報の発行に伴う用紙代として消耗品費が7万3,304円、組合広報の発行に伴う広報折込配布手数料が37万3,123円、合計で3,005万6,913円の支出となっております。実績 報告書の7ページをご覧ください。

次に、公平委員会費についてご説明いたします。公平委員会の運営に要した経費につきましては、公平委員会への出席に係る3名分の公平委員会委員報酬等の支出であり、委員報酬として1万5,000円、特別職非常勤職員公務災害補償負担金として北海道市町村総合事務組合負担金が7,200円、費用弁償として、9,534円、合計で3万1,734円の支出となっております。

次に、監査委員費についてご説明申し上げます。監査事務に要した経費につきましては、定期監査及び決算監査それぞれ1回を兼ねて開催されたものを含む例月出納検査12回、並びに議会への出席に係る2名分の監査委員報酬等の支出であり、委員報酬として13万円、特別職非常勤職員公務災害補償負担金として4,800円、北海道市町村総合事務組合負担金が6万6,559円、合計で20万1,359円の支出となっております。

次に、衛生費の廃棄物処理事業費についてご説明申し上げます。最終処分場事業費として、最終処分場建設候補地基礎資料作成委託料が228万8,000円、焼却施設建設事業費として管理運営業務に係るプロポーザル委員会委員謝金が6万円、プロポーザル委員会委員費用弁償が7万1,678円、職員旅費が72万9,880円、事務用消耗品が11万2,986円、プロポーザル委員会委員に係る国内損害賠償保険料として損害保険料が1,842円、焼却施設建設工事施工監理委託料が1,256万2,000円、焼却施設建設工事電気主任技術者委託料が26万4,000円、焼却施設管理運営事業発注支援委託料が821万円7,000円、焼却施設建設付帯工事実施設計委託料が428万1,477円、北海道防衛局との協議に係る高速道路使用料として2万5,783円、焼却施設建設工事が43億8,582万1,716円、焼却施設建設付帯工事が5,705万1,900円、合計で44億7,148万8,262円の支出となっております。

次に、公債費についてご説明申し上げます。起債償還金に要した経費として起債償還金利子が

245万6,017円の支出となっております。

歳入、歳出の決算の詳細については、以上であります。

最後に、決算書の1ページをご覧ください。

歳入総額45億969万7,213円から歳出総額45億457万1,589円を差し引いた、512万5,624円が残額となります。この額につきましては、翌年度へ繰越します。

以上、地方自治法第233条第3項の規定により、決算書及び監査委員の決算審査意見書並びに、同法第5項の規定による決算に係る説明書類を提出しておりますので、よろしくご審議、ご認定いただきますようお願い申し上げます。し

○坂野議長 ただ今から、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂野議長 別に、ご発言がなければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂野議長 討論なしと認めます。ただ今から、採決を行います。

お諮りいたします。認定第1号、令和4年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂野議長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、原案どおり認定することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第1号 令和5年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算案について

○坂野議長 日程第7、議案第1号、令和5年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算案についてを議題といたします。説明を求めます。

○伊賀事務局長 (挙手)

○坂野議長 伊賀事務局長。

○伊賀事務局長 議案第1号、令和5年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について ご説明申し上げます。別冊3、令和5年度一般会計補正予算書の1ページをご覧ください。

今回、提案いたします補正予算につきましては、第1条のとおり債務負担行為を変更するものであります。補正予算書2ページ第1表の債務負担行為の補正をご覧ください。

令和6年4月の焼却施設稼働に向け、公募型プロポーザル方式により選定した焼却施設管理運営事業者との委託契約を9月15日付けで締結いたしました。昨年11月の令和4年第2回定例会において議決いただいた債務負担行為限度額を、契約金額130億5,480万円に変更するものであります。

以上、議案第1号、令和5年度一般会計補正予算についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○坂野議長 議案第1号について、ただ今から、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂野議長 別にご発言がなければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂野議長 討論なしと認めます。

ただ今から、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号、令和5年度 道央廃棄物処理組合一般会計補正予算は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂野議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

◎日程第8 発議第1号 道央廃棄物処理組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

て

○坂野議長 日程第8、発議第1号、道央廃棄物処理組合議会個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

発議第1号につきましては、議員発議でありますので、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決をいたします。発議第1号を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号につきましては可決されました。

◎閉会宣言

○坂野議長 以上をもちまして、この定例会に付議されました案件は、全て審議を終了いたしました。

これをもちまして、道央廃棄物処理組合議会第2回定例会を閉会いたします。

大変、お疲れさまでした。

(午後4時14分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 坂 野 智

署名議員（10番） 加 藤 重 夫

署名議員（12番） 仲 山 秀 彦